

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年4月11日（令和6年（行情）諮問第448号）

答申日：令和6年12月16日（令和6年度（行情）答申第724号）

事件名：特定市における特定事件に係る記者会見質疑応答要旨の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別表の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月25日付け厚生労働省発健生1225第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

原処分の不開示とした部分については、（全て存在しており、作成しており）、すみやかに開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件各審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和5年12月28日付け（令和6年1月9日受付）で、開示請求者として、処分庁に対し、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和5年12月25日付け厚生労働省発健生1225第1号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年12月28日付け（令和6年1月9日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

#### 3 理由

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁において探索を行ったところ、「記者会見にいったけいいと記者会見全文の書面（氏名かいきゅう）」については、対象となる行政文書の保有を確認できたが、その余の文書については事務処理上作成又は取得した事実は確認できず、実際に保有していない。

なお、「記者会見にいったけいいと記者会見全文の書面（氏名かいきゅう）」に係る対象文書として「特定市における特定事件に係る記者会見質疑応答要旨」を特定し、その一部を開示しているが、当該文書中のFAX番号の一部は、厚生労働省が行う事務に関する情報であって公にすることによりいたずら、偽計等に使用され、厚生労働省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年4月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月8日 審議
- ④ 同年12月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とし、その余の文書については事務処理上作成又は取得した事実は確認できず、実際に保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、全て存在、作成しており、速やかに開示すべきである旨主張しているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件請求文書は、開示請求書の記載によると、平成10年の特定事件に関しての保健所や医師が判断した経緯や調査・検査、保健所長が記者会見するに至った調査、内容等、特定事件に関連する文書である。
- (2) 諮問庁は、本件対象文書を特定した上で、その余の文書は事務処理上作成又は取得した事実は確認できず、実際に保有していない旨説明するところ、当審査会事務局職員をして諮問庁にその余の文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説

明する。

ア 特定事件の関連文書は、基本的に保存期間が経過していることから、廃棄済みとなっているが、本件対象文書については、作成者や取得者、保存期間の満了が明記されていない「特定事件」というファイル（以下「本件ファイル」という。）の中に存在していたことから、それを特定し一部開示した。

イ その余の請求文書については、上記のファイルには該当する文書は存在せず、また、処分庁として作成又は取得した事実も確認できないが、仮に作成又は取得していたとしても、その保存期間は当時の厚生省文書管理規程の別表第2の2「第2類（10年保存）」（9）「所管行政の記録となるべき資料」に該当するものと思われ、開示請求日の時点では保存期間が経過し廃棄済みとなっていると考えられる。

ウ 本件審査請求を受けて、処分庁において、厚生労働省内の関係する部署の室内、キャビネット、書庫や共有フォルダ等を探索したが、本件対象文書に該当する文書は確認できなかった。

(3) 当審査会において、諮問庁から上記(2)アの本件ファイルの提示を受けて確認したところ、本件対象文書の外に、事件当時の新聞記事の抜粋等が保存されていることが認められたが、これらの文書は本件請求文書には該当しないと認められる。また、当審査会において、諮問庁から平成10年当時の厚生省文書管理規程の提示を受けて確認したところ、上記(2)イの諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、本件請求文書の探索範囲や方法等についても特段問題があるとも認められない。

(4) したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

## 別紙

### 1 本件請求文書

平成10年特定月日A，特定事件にて特定市保健所や医師が食中毒と判断した経緯，調査，検査，平成10年特定月日A0時に特定市保健所長特定個人が「食中毒」だ99%食中毒だと記者会見するにいたった調査，内容，検査内容，時系列，氏名，現場におもむいてさいしゅした男子しょくいんの内容，調査，検査等全ての書面と，記者会見の全内容文の開示請求を申立ます。

保健所医師の特定職員の書面や1週間として平成10年特定月日Bに公にした書面と調査内容の全書面，ちりょういしとの会議の書面と日時と全内容書面の開示請求を申立てます。

厚生省が平成10年特定月日C，特定局長ら四人を現地に派遣しているが，この件にいった内容と現地での調査内容の日時，決裁，氏名とう全ての書面，記者会見にいったけいと記者会見全文の書面（氏名かいきゅう）

### 2 本件対象文書

特定市における毒物混入事件に係る記者会見質疑応答要旨